

いかなぎ等すくい網漁業 宗谷海区漁業調整委員会指示 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>宗谷海区漁業調整委員会指示第1号</p> <p>宗谷総合振興局管内沖合海域におけるいかなぎ又はおきあみを目的とする、すくい網漁業（以下「いかなぎ等すくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。</p> <p>令和<u>8</u>年<u>  </u>月<u>  </u>日</p> <p>宗谷海区漁業調整委員会 会長 沖野平昭</p> <p>1～2 省略 3 制限期間 令和8年3月15日から令和8年7月31日までとする。 4～10 省略</p> <p>11 取扱要領 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める令和8年いかなぎ等すくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。</p> <p>附則 この指示は、令和8年<u>  </u>月<u>  </u>日から施行する。</p>	<p>宗谷海区漁業調整委員会指示第1号</p> <p>宗谷総合振興局管内沖合海域におけるいかなぎ又はおきあみを目的とする、すくい網漁業（以下「いかなぎ等すくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。</p> <p>令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日</p> <p>宗谷海区漁業調整委員会 会長 須永忠幸</p> <p>1～2 省略 3 制限期間 令和7年3月15日から令和7年7月31日までとする。 4～10 省略</p> <p>11 取扱要領 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める令和7年いかなぎ等すくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。</p> <p>附則 この指示は、令和7年2月17日から施行する。</p>	<p>○年次の更新 ○会長の変更</p> <p>○年次の更新</p> <p>○年次の更新</p>



# 宗谷海区漁業調整委員会指示第1号

宗谷総合振興局管内沖合海域におけるいかなご又はおきあみを目的とする、すくい網漁業（以下「いかなご等すくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

令和8年  月  日

宗谷海区漁業調整委員会  
会長 沖野 平昭

## 1 操業の制限

次の2に掲げる制限区域においては、いかなご等すくい網漁業を営んではならない。ただし、宗谷海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

## 2 制限区域

制限区域は、幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、261度30分19,200メートルの点、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分13,500メートルの点及び利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、202度23,000メートルの各点を順次に結んで延長する直線以北、枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、43度30分の線以西の海域とする。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

## 3 制限期間

令和8年3月15日から令和8年7月31日まで

## 4 承認の申請

1の項ただし書きの承認（以下「操業の承認」という。）を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、いかなご等すくい網漁業承認申請書を委員会に提出しなければならない。

## 5 承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会から交付された承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。

## 6 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、当該船舶の見やすい場所に標識板等を掲示しなければならない。

## 7 制限又は条件

小型定置網漁業、底建網漁業、定置網漁業及び区画漁業の漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。

## 8 陸揚港及び陸揚げ等の制限

操業海域に面する地区内に陸揚港1港を定めなければならない。

## 9 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に示す様式により漁獲成績を委員会に報告しなければならない。

## 10 指摘事項の遵守

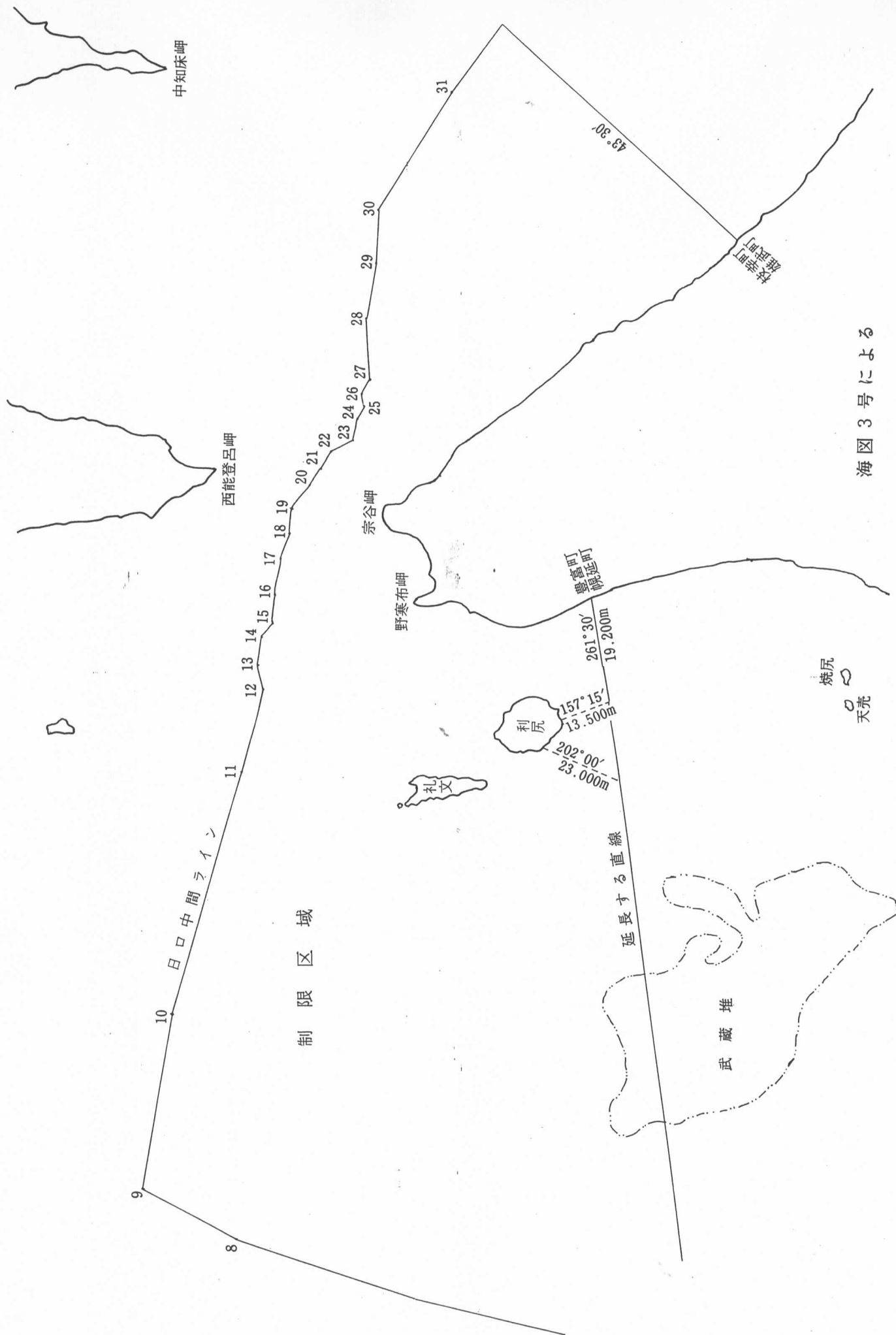
操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項を遵守しなければならない。

## 11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める令和8年いかなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。

### 附 則

この指示は、令和8年  月  日から施行する。



海図 3号 による



いかなご等すくい網漁業 事務取扱要領 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>令和<u>8</u>年<u>い</u>かなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領</p> <p>令和<u>8</u>年<u>月</u><u>日</u>付け宗谷海区漁業調整委員会指示（以下「指示」という。）第1号11の規定に基づき、令和<u>8</u>年のいかなご等すくい網漁業の操業承認等事務の取扱いを次のとおり定める。</p> <p>宗谷海区漁業調整委員会</p>	<p>令和<u>7</u>年<u>い</u>かなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領</p> <p>令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日付け宗谷海区漁業調整委員会指示（以下「指示」という。）第1号11の規定に基づき、令和<u>7</u>年のいかなご等すくい網漁業の操業承認等事務の取扱いを次のとおり定める。</p> <p>宗谷海区漁業調整委員会</p>	<p>○年次の更新</p>
<p>1 省略</p>	<p>1 省略</p>	
<p>2 申請の受付期間 操業の承認を受けようとする者は、指示の日から令和<u>8</u>年3月10日までに申請書を提出するものとする。</p>	<p>2 申請の受付期間 操業の承認を受けようとする者は、指示の日から令和<u>7</u>年3月10日までに申請書を提出するものとする。</p>	<p>○年次の更新</p>
<p>3 操業の承認対象者 操業の承認の対象者は、次のとおりとする。 (1) 区域内に面する市町村に住所を有する者であって、令和<u>7</u>年にこの漁業の承認を受け、操業の実績を有する者 (2) その他委員会が特にやむを得ないと認めた者</p>	<p>3 操業の承認対象者 操業の承認の対象者は、次のとおりとする。 (1) 区域内に面する市町村に住所を有する者であって、令和<u>6</u>年にこの漁業の承認を受け、操業の実績を有する者 (2) その他委員会が特にやむを得ないと認めた者</p>	<p>○年次の更新</p>
<p>4～5 省略</p>	<p>4～5 省略</p>	
<p>6 操業の承認期間 操業を承認する期間は、令和<u>8</u>年3月15日から令和<u>8</u>年7月31日までとする。</p>	<p>6 操業の承認期間 操業を承認する期間は、令和<u>7</u>年3月15日から令和<u>7</u>年7月31日までとする。</p>	<p>○年次の更新</p>
<p>7～14 省略</p>	<p>7～14 省略</p>	



## 令和8年いかなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領

令和8年\_\_月\_\_日付け宗谷海区漁業調整委員会指示（以下「指示」という。）第1号11の規定に基づき、令和8年のいかなご等すくい網漁業の操業承認等事務の取扱いを次のとおり定める。

令和8年\_\_月\_\_日

宗谷海区漁業調整委員会

### 1 承認の申請

(1) 操業の承認を受けようとする者は、使用する船舶ごとにいかなご等すくい網漁業操業承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて宗谷海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

ア 所属漁業協同組合の意見書

イ 代表者選定届（共同経営の場合に限る。）

ウ 船舶使用承諾書（用船の場合に限る。印鑑証明添付。）

エ 漁船原簿謄本（指示2の制限区域内に面する市町村（以下「区域内に面する市町村」という。）に住所を有する者が所有する船舶は除く。）

オ その他委員会が必要と認める書類

(2) 申請書は、申請者の所属する漁業協同組合において取りまとめの上、いかなご等すくい網漁業操業承認申請一覧表（別記第3号様式）を添えて提出するものとする。

### 2 申請の受付期間

操業の承認を受けようとする者は、指示の日から令和8年3月10日までに申請書を提出するものとする。

### 3 操業の承認対象者

操業の承認の対象者は、次のとおりとする。

(1) 区域内に面する市町村に住所を有する者であって、令和7年にこの漁業の承認を受け、操業の実績を有する者

(2) その他委員会が特にやむを得ないと認めた者

### 4 操業の承認をしない場合

(1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがある場合

(2) その他委員会が不相当と認める場合

### 5 使用漁船の制限

使用する漁船の総トン数は、原則として、10トン未満の自己船とする。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

6 操業の承認期間

操業を承認する期間は、令和8年3月15日から令和8年7月31日までとする。

7 承認証の交付

承認証（別記第2号様式）は、所属漁業協同組合等を経由して漁船確認の上、申請者又は操業責任者に交付する。

8 承認証の書換交付

操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにいかなご等すくい網漁業承認内容変更承認申請書（別記第4号様式）を委員会に提出し、承認証の書換え交付を受けるものとする。

9 承認証の再交付

操業の承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときには、速やかにいかなご等すくい網漁業承認証再交付申請書（別記第5号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けるものとする。

10 標識板等の様式

標識板等の様式は別記第6号様式によるものとする。

11 陸揚港及び陸揚げ等の制限

操業海域に面する地区内に陸揚港1港を定めなければならない。

ただし、天災その他、やむを得ない場合又は委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、鮮度保持及び付加価値向上等のため、第4種抜海漁港に陸揚げする場合、利礼漁業振興対策協議会は、稚内漁業協同組合の同意を得なければならない（別記第7号様式）。

12 休業届及び廃業届の提出

承認を受けた者は、やむを得ず休業又は廃業しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を記載した休業届及び廃業届を提出するものとする（別記第8号様式）。

13 漁獲成績報告書の提出

いかなご等すくい網漁業漁獲成績報告書の提出にあたっては、別記第9号様式とする。

14 事務局の所在地

申請書等は委員会事務局に提出するものとする。

事務局 〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎内  
宗谷海区漁業調整委員会  
電話：(0162)33-2971

いかなご等すくい網漁業承認申請書

令和 年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

いかなご等すくい網漁業の承認を受けたいので次のとおり申請します。

記

- 1 船 名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 操業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 操業海域 宗谷総合振興局管内沖合海域
- 6 根 拠 地
- 7 陸 揚 港
- 8 所属漁業協同組合
- 9 所 属 船 団
- 10 船舶所有者 住 所  
氏 名

宗谷海認第 号

## いかなご等すくい網漁業承認証

宗谷海区漁業調整委員会指示第1号に基づき、次のとおり承認する。

住 所

氏 名

- 
- 1 船 名
  - 2 漁船登録番号 ー
  - 3 船舶総トン数 トン
  - 4 操業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
  - 5 操業海域 宗谷総合振興局管内沖合海域
  - 6 根 拠 地
  - 7 陸 揚 港 港
  - 8 所属漁業協同組合 漁業協同組合
  - 9 所 属 船 団 船団
  - 10 船舶所有者 住 所  
氏 名

---

令和 年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会



別記第4号様式

いかなご等すくい網漁業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

いかなご等すくい網漁業の操業承認について、変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 承認番号 宗谷海認第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

別記第5号様式

いかなご等すくい網漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

住 所

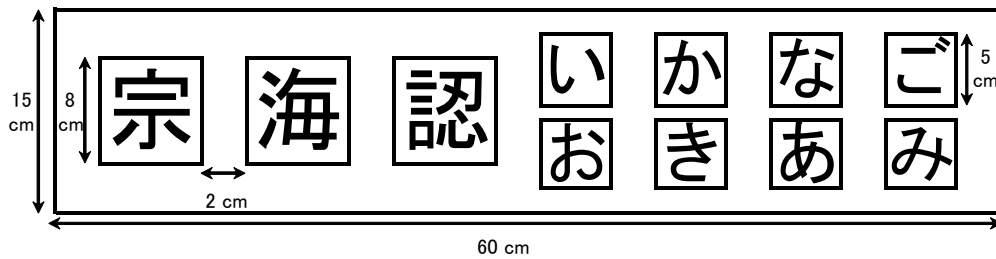
氏 名

いかなご等すくい網漁業操業承認証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 承認番号 宗谷海認第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

別記第6号様式

標識板



※表示位置：船橋楼（船橋楼を有しない船舶は、機関室囲壁を有するものにあつてはその囲壁、その他のものにあつては船舶の外部）の最上部

## 同 意 書

宗谷海区漁業調整委員会の承認漁業である、いかなご等すくい網漁業の操業に当たって、利礼漁業振興対策協議会から荒天時安全操業対策の一環として、抜海漁港を従港指定し荷揚げ港として利用したい旨要請があり、いかなご等すくい網漁業の承認申請に際しては、安全操業の立場から、抜海漁港を従港指定とする事に同意いたします。

### 記

- 1 いかなご等すくい網漁業の陸揚げ従港指定について
  - 1) 抜海漁港の指定を認める。
  - 2) 利尻、礼文の漁業協同組合所属船に限る。
  - 3) 宗谷海区漁業調整委員会の承認船に限る。

令和 年 月 日

稚内漁業協同組合

代表理事組合長



利礼漁業振興対策協議会

会長

様

いかなご等すくい網漁業 休業届

令和 年 月 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

次の漁業についてやむをえず 休業 することとします。

1 漁業種類 いかなご等すくい網漁業

2 承認番号 宗谷海認第 号

3 使用漁船

船 名  
登録番号  
トン数

4 根拠地

5 休業の理由





宗谷管内いかなご等すくい網漁業の漁獲結果

令和7年度

区分	漁協	稚内	利尻			香深	船泊	合計	前年	前年比
			鴛泊	仙法志	沓形					
承認隻数	1	13	2	6	0	4	26	27	96%	
着業隻数	0	1	0	0	0	0	1	1	100%	
着業率	0%	8%	0%	0%	0%	0%	4%	4%	104%	
数量	0	1,120	0	0	0	0	1,120	282	397%	
(kg)	0		0	0	0	0	0	0	—	
おきあみ	0		0	0	0	0	0	0	—	
金額 (万円)	0	67,200	0	0	0	0	67,200	15,228	441%	

漁獲推移 (過去10カ年)

区分	年	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7
承認隻数		36	34	31	27	28	27	27	27	27	26
着業隻数		11	11	10	9	8	5	4	2	1	1
着業率		31%	32%	32%	33%	29%	19%	15%	7%	4%	4%
数量	いかなご	886	888	924	674	129	39	34	2	0	1
(t)	おきあみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金額 (万円)		4,403	3,952	4,044	2,642	525	167	185	13	2	7

